

○世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議運営要綱

令和5年3月1日
4世産業連第418号

世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議規則（令和4年3月31日規則第33号）第8条の規定に基づき、世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(召集の通知)

第2条 会長は会議を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、召集期日の3日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席、遅参)

第3条 委員は、前条の規定による召集の通知を受けた場合において、やむを得ず出席できない時または遅参する時は、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(議事日程)

第4条 会長は、議案の審議順序等を記載した議事次第を作成し、委員に配布するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(発言の制止等)

第5条 会長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

(退席)

第6条 委員は、開会中退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(議事録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

(1) 会議の開催日時

(2) 出席した委員、その他意見聴取等のために出席を求めたものの氏名等

(3) 議事日程

(4) 議事の内容、意見等

(5) その他会議の経過に関する事項

2 議事録は公開とする。ただし、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条各号に該当するときは、この限りではない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、経済産業部産業連携交流推進課において処理をする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。